

特定非営利活動法人 上福岡障害者支援センター21 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター21という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、埼玉県ふじみ野市上福岡4丁目6番地11号イシデンビル1階3号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者に対して在宅生活と社会参加を支援する事業を行い、障害者の自立生活を普及させ、障害者と健常者が共に生きる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) まちづくりの推進を図る活動。
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業。
 - ②相談支援事業。
 - ③移動支援事業。
 - ④障害者の在宅生活を支える介助者派遣事業。
 - ⑤障害者自立生活プログラム事業。
 - ⑥障害者同士の相談（ピアカウンセリング）。
 - ⑦地域活動支援センター事業。
 - ⑧社会参加支援事業。
 - ⑨自立生活支援事業。
 - ⑩障害者、一般市民及び行政に対する啓発、提言事業。
 - ⑪その他、①から⑩の事業を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(種類)

第6条 この法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 この法人は、入会に際しての条件は特にこれを定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を代表に提出するものとし、代表は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表に提出して任意に退会することができる。

- 2 賛助会員は、退会しようとするときは、その旨を口頭で理事に伝えて、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上15人以内
- (2) 監事 1人又は2人

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事のうち、1人を代表とする。
- 3 必要に応じ、理事のうち、1人又は2人を副代表とすることができる。
- 4 代表及び副代表は理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者、及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第15条 代表は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、副代表もしくは理事がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期が満了した場合又は辞任した場合も、後任者が就任するまではその事務管理を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得てその役員を解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 役員報酬の請求権は、役員の1年間の職務執行期間を12等分し、毎月の職務の執行が終了した日に報酬請求権が生じるものとする。
- 4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

第20条 この法人の事業を行うため職員を置く。

- 2 職員は、代表が任免する。

第5章 総会

(会議の種類)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、この定款に定める以下の事項のほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費
- (7) 会員の除名
- (8) 解散した場合の残余財産の処分

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号に基づき、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、会議の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第29条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の者から会議の目的を示して開催の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2号の場合には、請求があった日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、理事会の日の5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会の議事は、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第38条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に定めるところに従って行うものとする。

(会計の種類)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業の会計のみとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、理事会の議決を経て、総会に報告するものとする。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、すみやかに代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 総会の議決により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 解散のときに存する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人か、社会福祉法人又は公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雜則

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表 下重 美奈子

副代表 伊藤 準

理事 有山 博

〃 小田 真

〃 白崎 由起子

〃 鈴木 光二

〃 中村 敏喜

〃 山口 隆志

〃 竹内 善太

監事 白崎 觀治

〃 栗田 吉夫

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年5月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①入会金 2,000円

②正会員の年会費 3,000円

③賛助会員の年会費 1口1,000円以上とする。

附則

1. この定款は、平成20年8月29日から施行する。